

○ 犯罪被害者等への経済的支援に関する諸外国との比較

国名	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	
制度名	犯罪被害給付制度	被害者補償制度	犯罪被害者補償制度	国家補償制度	犯罪被害者補償制度	犯罪被害者救助金制度	
年度・年	平成23年度	平成22年度	平成22年度	平成22年	平成22年	平成22年度	
支給・裁定件数	835	168,070	64,768	(注2) 17,873	8,500	209	
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の遺族 ・犯罪被害により障害が残った被害者 ・重傷病(加療1か月以上、かつ、3日以上入院(精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状))を負った者 	基本的な支給対象 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力犯罪の被害者 ・殺人事件の遺族 ・DV被害者 ・飲酒運転被害者 	暴力犯罪における落ち度のない被害者(犯罪被害で傷害を受けた者、死亡した場合の遺族等)	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な身体的被害(死亡、生涯身体機能障害、強姦・性的被害、1月以上の就労不能等) ・軽度の身体的被害(1月未満の就労不能)及び物的被害(財産犯) ・車両放火 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の違法な暴力行為 ・故意の毒殺 ・社会的に危険な方法で過失により惹起された犯罪により生命・身体に危険が生じる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命又は身体を害する故意の罪に該当する行為により、死亡、障害又は重傷害を負った場合 ・被害者が被害の全部又は一部の賠償を受けることができない場合 	
支給額	現地通貨	2,065,000,000	468,751,057	281,000,000	255,200,000	216,240,507	3,416,782,000
	邦貨換算(注1)	2,065,000,000	46,003,228,734	38,831,390,000	31,945,936,000	27,068,986,666	251,475,155
	1件当たり	2,473,054	273,715	599,546	1,786,529	(注3) 3,184,587	1,203,230
	人口1人当たり(注4)	16.1	148.2	625.9	508.8	328.9	5.2
支給内容	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族に対する給付金 ・障害が残った被害者に対する給付金 ・重傷病を負った者の医療費の自己負担額 	各州共通のもの <ul style="list-style-type: none"> ・医療費 ・精神保健上のカウンセリング、治療 ・損失賃金 ・葬儀費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害等級に基づく給付 ・遺族補償金 ・葬儀費用 ・特別経費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与の損失 ・職務上の損害 ・恒常的な後遺障害のため介護者を雇用する費用 ・医療費の自己負担分 ・死亡による損害(葬儀費用、交通費、宿泊費、精神的被害等)に関する補償 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療費 ・治療に用いられる医療品 ・装具、義歯、眼鏡などの費用 ・リハビリテーション費用 ・「職業損害補償」年金(被害による恒常的な健康被害によりその後の就労活動で収入が減退した場合は、犯罪事故以前の収入や財産に応じた年金) ・「調整年金」(稼働所得の低下の程度による重度の被害者) ・遺体処理費 ・葬祭費 ・寡婦、その子供に対する年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族に対する救助金 ・障害が残った被害者に対する救助金 ・重傷害を負った被害者に対する救助金(平成22年改正により追加) 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族給付金 408件 (被害者1人当たり約568万円) ・障害給付金 166件 (被害者1人当たり約396万円) ・重傷病給付金 261件 (被害者1人当たり約26万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行・傷害 86,247件 (1件当たり約32万円) ・児童虐待(性的及び身体的) 28,550件 (1件当たり約10万円) ・殺人 16,085件 (1件当たり約43万円) ・性的暴行 14,353件 (1件当たり約12万円) ・強盗 10,884件 (1件当たり約21万円) ・飲酒運転 3,114件 (1件当たり約52万円) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鼻の骨が折れた程度」(第4回検討会奥村教授発言)から支給 ・1,500英ポンド(約21万円)以下の受給者が約3分の1 ・2,500英ポンド(約35万円)以下の受給者が約55% ・2,500英ポンド(約35万円)超の受給者が約45%(1件当たり約105万円) ・10,000英ポンド(約138万円)超の受給者が約1割(1件当たり約257万円) 	【申請状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・重身体犯被害者12,036人(67.3%) <ul style="list-style-type: none"> 殺人 6% 傷害 51% 強姦・性的暴力 43% ・軽身体犯被害者 2,192人(12.3%) <ul style="list-style-type: none"> 故意の傷害 95% 過失傷害 3.5% 殺人未遂 1.5% ・財産犯被害 3,645人(20.4%) 【平均的な補償額】 <ul style="list-style-type: none"> ・重障害 約255万円 ・軽障害 約30万円 ・財産被害 約22万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事件数 201,243 ・申請数 21,711 ・許可数 8,500 治療費のみ 6,872 年金付与 1,648 ※年金支給対象は、稼働能力の低下割合が30%以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族救助金 196件 (1件当たり約124万円) ・障害救助金 13件 (1件当たり約66万円) 	
出典	警察庁広報資料(警察庁HPより)	H23年度海外調査	H23年度海外調査	H23年度海外調査	H23年度海外調査	H23年度海外調査	

(注1)換算レートは、平成25年7月10日現在(1米ドル=98.14円、1英ポンド=138.19円、1ユーロ=125.18円、100韓国ウォン=7.36円)

(注2)フランスの「支給件数」は、「申請件数」

(注3)ドイツの「支給額」は過年度対象者への年金支給額を含むため、「1件当たり」の支給額は参考数値

(注4)総務省統計局刊行、総務省統計研修所編集「世界の統計 2013」中の2010年の人口を基に計算(日本:128,057千人、アメリカ:310,384千人、イギリス:62,036千人、フランス:62,787千人、ドイツ:82,302千人、韓国:48,184千人)